

新旧対照表

浦安市バス乗務員確保支援補助金交付要綱（令和6年告示第2号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改

正

後

(定義)

第2条 この要綱において「バス事業者」とは、バスについて道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行に限る。）の許可を受けた者であって、運行系統の起終点が共に市内であるバス路線を有するものをいう。

別表（第4条）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
省 略		
女性乗務員の就業環境整備	補助対象者が女性乗務員の就業環境の向上のために実施した <u>市内の環境整備</u> に要した経費	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額の範囲内で市長が適当と認める額
省 略		

第6号様式（第10条）

浦安市バス乗務員確保支援補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地
事業者名
代表者名
省 略

改

正

前

(定義)

第2条 この要綱において「バス事業者」とは、バスについて道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行に限る。）の許可を受けた者であって、市内に本社を有するものをいう。

別表（第4条）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
同 左		
同 左	補助対象者が女性乗務員の就業環境の向上のために実施した環境整備に要した経費	同 左
同 左		

第6号様式（第10条）

浦安市バス乗務員確保支援補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地
事業者名
代表者名
同 左

㊞

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。